

令和7年9月5日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（１）

関東地方整備局は、全２社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：０４８－６０１－３１５１（代表） FAX：０４８－６００－１３７０

○総務部契約課 課長 榎本 （内線：２５１１）

○総務部契約課 課長補佐 大平 （内線：２５１７）

○企画部技術調査課 課長 小宮山 （内線：３２５１）

○企画部技術調査課 課長補佐 高坂 （内線：３２５２）

電話：０４５－２１１－７４１２（代表） FAX：０４５－２１１－０２０５

契約管理官 黒木 （内線：５８８０）

経理調達課 課長 池田 （内線：５８７０）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 対 象 業 者	住 所
① エム・エムブリッジ株式会社	広島県広島市西区観音新町1-20-24
② 宮地エンジニアリング株式会社	東京都中央区日本橋富沢町9-19

2. 指名停止措置期間

令和7年9月5日から令和7年9月18日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者らは、関東地方整備局発注の「R3圏央道利根川橋五霞地区上部工事」において、高所作業車のデッキ上から検査路歩廊昇降用のステップを設置する作業中、令和5年12月19日13時31分ころ、作業員が高所作業車のデッキから歩廊上へ移動した際に、後ろ向きにふらついて、14.4m下の地上へ墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第7号>

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内